

【資料 4－参考】

府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会規則

平成 27 年 4 月 16 日

規則第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成 27 年 3 月府中市条例第 1 号）第 9 条の規定に基づき、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第 2 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2 人以内
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 9 条に規定する被保険者 1 人
- (3) 介護保険法第 22 条第 3 項に規定する指定居宅サービス事業者等 2 人以内
- (4) 社会福祉関係団体の構成員 3 人以内
- (5) 医療関係団体の構成員 4 人以内
- (6) 関係行政機関の職員 1 人
- (7) 市民との協働を推進している団体の構成員 1 人
- (8) 公募による市民 2 人以内

(平 30 規則 12・令 6 規則 29・一部改正)

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会の部会（以下この条において「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会に属する委員がその職務を代理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年3月27日規則第12号）

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

付 則（令和6年4月30日規則第29号）

この規則は、令和6年5月1日から施行する。